

障害者自立支援制度における 心身障害者扶養共済給付金の取扱いの改善

【相談申出要旨】

私は、心身障害者扶養共済給付金（月額2万円）を受給している障害者で、現在、障害者自立支援制度に基づく障害者支援施設に入所している。

入所者の世帯が**非課税世帯の場合**は、障害者自立支援制度上、施設の利用負担について各種の軽減措置が講じられるが、当該給付金は、この軽減措置を行うに当たっての利用負担額の算定の対象収入となっているため、**給付金を支給されても目減りし、ほとんど手元に残らない**。一方、**生活保護世帯の場合**、障害者自立支援制度上の負担を求めないこととしているため、**当該給付金を受給することとなっても、生活保護費ともども丸々手元に残ることとなっている**。

障害者自立支援制度において、給付金を収入として取扱うことは、結果的に生活保護世帯に比べて非課税世帯が不利となることとなり、心身障害者扶養共済制度の目的効果も現れないものとなるので、**給付金を、算定の対象収入と認定しないよう改善してもらいたい**。

前回推進会議における主なご意見

- 生活保護費でも給付金は福祉増進、自立助長のための特別な資金だとして収入認定から除外すべきとの司法判断が示されているのだから、「利用者負担算定対象収入から除外」の方向であっせんすべき。
- 司法判断で示された生活保護上の収入認定の基準の問題と、自立支援法上の自己負担の算定方法の問題は、厚生労働省が言うように、それぞれの収入の趣旨が異なるものと思われるし、また、必ずしも一致しないといけないというわけではない。しかし、共済制度を創った趣旨が活かされるように直さなければいけない部分は確かにあり、例えば、給付金の半額分だけ対象収入として算入するような考えも改善策の一つとして妥当。
したがって、「共済制度の目的が損なわれない範囲での利用者負担の一定の見直し」の方向であっせんすべき。

<次回までの確認事項>

- ・ 厚生労働省では「自立（支援）」についてどのように考えているか確認してほしい。
- ・ 障害者自立支援制度においては、自分で負担をすることが自立という考えが行き過ぎているため、今揺り戻しがおきているが、どの辺りまで揺り戻しがきているのか、もう一度世の中の動きについて知りたい。

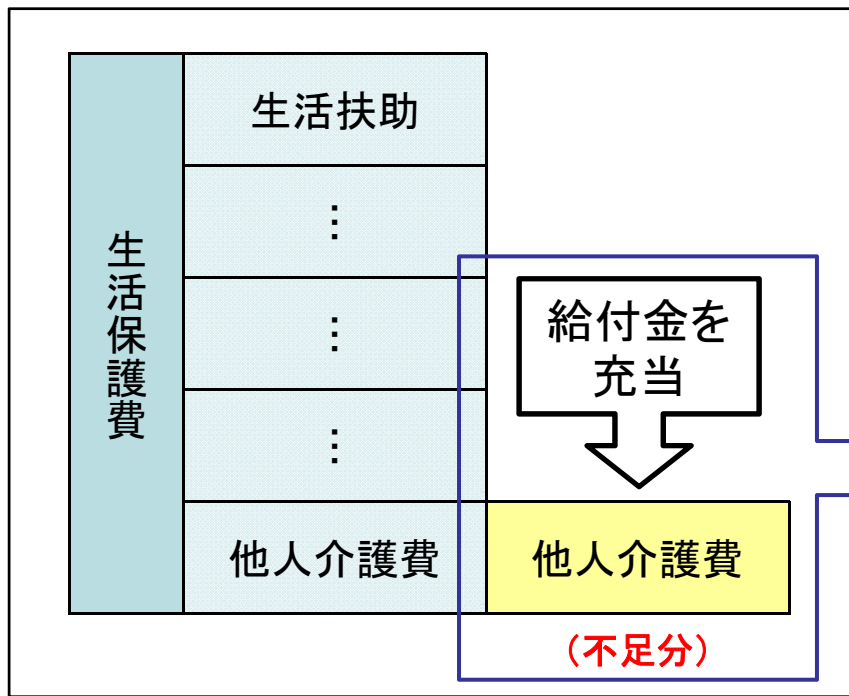
厚生労働省（自立支援制度担当）の自立についての考え方

○ 「障害者の自立」とは、障害の状態や障害者を取り巻く環境などに応じて、さまざまな形があり得るものである。例えば就労する意欲を持つ障害者が支援を受けて企業等で働くことは、経済的自立という観点から、当然に自立という考え方に合致するが、これにとどまらず、**障害者がさまざまな社会活動に参加することや障害者が自己の選択に基づいてサービスを利用しながら、地域の中でその人らしく生きることも含み得る幅広い概念**である。

○ 心身障害者扶養共済給付金を障害福祉サービスを購入するための資金として用いることは、自立更生を図るための心身障害者扶養共済制度の趣旨や掛け金を支出した親の意思に沿うものである。

○ 軽減措置の適用に当たっては、収入に応じて負担の限度額を設定しているなど、負担能力に応じて相応の負担をいただく中で、収入のより少ない者に対してさらに負担額を軽減する際の負担能力を判断するための収入として、当該給付金についても収入に算定することとしているものであり、所得保障を目的とする生活保護における収入認定とは趣旨を異にするものである。

生活保護法における自立の概念



給付金を他人介護費不足分に充てる
ことについて

- 自立助長をも目的とする法律の趣旨にかなう
- 給付金は自立助長のために活用することが許される金銭とみるべき

- 給付金は、福祉増進、自立助長の面がより強いもので、収入認定から除外するのが相当

〔平成12年名古屋高裁金沢支部判決。
平成15年最高裁上告不受理決定〕

○生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）（抄）

第一条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

- ・ 給付金を障害福祉サービスを購入する資金として用いることは許されるものと判示したものであり、厚生労働省の前記自立の考え方と相違しないものと考えられる。

自立支援制度上の「自立(支援)」についての関係機関等の見解

機関等	意見
1 A 社会福祉法人	<p>◎障害者にとって「自立」とは「支援付きの社会参加」をすることであり、また、障害者に対する自立支援とは、社会参加のチャンスにさえも巡り合えない障害者を社会参加できるスタートラインに立たせてあげることであると思う。</p> <p>例えて言えば、視力が弱い者がトレーニング等によって眼機能を向上させることを目指すのではなく、眼鏡を使用することによって日常生活に支障をきたさないように措置するようなことであると考えている。生きていくための必要最低限の部分は公的に補助していくべきものであり、障害者の自立は、その後からだと思う。</p>
2 B 社会福祉法人	<p>◎生活保護法にいう「自立」（法第1条）とは異なると思う。生活保護制度での自立は経済的な自立である。</p> <p>一方、障害者自立支援制度における「自立」（法第1条）とは「適切な支えを受けながらの自立」であって「自律」に近いと思う。障害者の自立とは意思表示・自己決定・自己選択を行い自分の人生を決めていくということである。その際、障害者の自己決定権・自己選択権は尊重されなければならないと考える。</p>

自立支援制度をめぐる動向①

与党PT

平成19年12月、「障害者自立支援法の抜本的見直し」を内閣に報告

- ・ 緊急に措置すべき事項（居宅・通所サービスの利用者負担の更なる軽減、特別対策の継続、世帯単位の所得区分見直し等）
- ・ 検討を急ぐ事項（利用者負担後の手元に残る金額の検討、利用者負担の上限額設定への高額療養費との合算の検討）



厚生労働省の緊急措置（平成20年度以降実施）

- ・ 低所得障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限額の更なる軽減
- ・ 世帯の範囲を個人単位を基本として見直し（本人・配偶者のみ勘案）
- ・ 障害児を抱える世帯の負担軽減（負担軽減対象年収600万円→890万円等）

民主党

- 平成19年9月、障害者自立支援法改正法案を参議院に提出
 - ・ 障害者福祉サービス利用者の原則1割負担の廃止
 - ・ サービス事業者の支援
- 平成20年4月、「障がい者制度改革推進」の方向性について、障がい者政策作業チーム中間報告(案)を発表
 - ・ 定率負担（応益負担）を廃止し、応能負担へ
 - ・ 障害程度区分認定を廃止し、障害者等のニーズに基づく認定へ

全国市長会

- 平成18年11月、「障害者福祉政策に関する要望」を関係機関に提出
- ・ 給付金を個別減免の収入対象から除外へ

自立支援制度をめぐる動向②

地方議会

- 平成18年9月、静岡県議会議員と国会議員が厚生労働省に要請文を提出
(代表：佐々木憲昭議員(衆・共産))
 - ・心身障害扶養共済年金を収入認定除外へ
 - ・応益負担の根本的な見直し
- 平成19年9月、京都府議会が障害者福祉制度の充実に関する意見書を関係機関に提出
 - ・定率1割負担の凍結
 - ・障害者福祉サービス維持に必要な国の支援
- 平成19年10月、熊本県議会が障害者自立支援法の制度見直しに関する意見書を国会及び関係機関に提出
 - ・障害者の生活、収入状況に配慮した負担の在り方を検討すべき
 - ・サービスの地域間格差をなくすための財源措置

日本知的障害者福祉協会

- 平成19年6月21日、「自立支援法の抜本的な見直し」を求める緊急集会を実施
 - ・これに合わせて請願活動
 - ⇒この結果を国会に提出
- 平成20年5月28日報道発表
 - ・全国の知的障害児入所施設の世帯状況調査結果として、障害者自立支援法に基づき保護者に原則1割の施設利用料を課す契約制度を適用された施設入所児の6割が低所得世帯(生活保護世帯9%、住民税非課税世帯51%)であることなどを発表した際、「当事者責任の契約は、児童とその家族を社会全体で支援する制度とは言い難い。制度の見直しが急務だ。」と言及。

きょうされん

- 平成19年10月23日報道発表
 - ・障害者自立支援法の施行に伴い、障害者世帯の31%で通所・入所施設での費用が1万円以上増えたと発表。

現行の「給付金の取扱い」についての関係機関等の見解

機関等	意見
1 A 社会福祉法人	<p>◎手元に毎月残る額2万5,000～2万8,000円程度でも、必要な最低限度の生活を送るための費用に充てざるを得ない現在の状況を考えれば、心身障害者扶養共済給付金を障害福祉サービス利用のための費用に充てるのではなく、障害者の手元に残して自身の楽しみ（ただし「ぜいたく」をしようということではない。）のために使えるようにした方がよいのではないか。また、そのように取り扱うことが扶養共済制度に加入した親の意思に適っているのではないか。</p>
2 B 社会福祉法人	<p>◎国と地方で公費を投入している心身障害者扶養共済制度の現実に鑑みると、同給付金は、任意・民間の保険金・年金と同様の性格であると考えべきではない。したがって収入認定の対象とするのは必ずしも適切ではないと思う。同給付金の公的性質をもっと考慮していただきたい。</p> <p>また、厚生労働省は応能負担の考え方をよく提示するが、障害の程度に応じて障害福祉サービスを受ける費用は、障害者にとっては普通の日常・社会生活を送るために必要なものであり、当該費用を負担能力（＝収入）としてとらえるのは適切ではないのではないか。</p>
3 C 市	<p>◎障害者自立支援制度における「応能原則」により、給付金を受給していても、当該給付金受給分が自己負担額に吸収され、手元に残る金額が給付金を受給していない者と同水準となっているが、このような自己負担の在り方は、確かにおかしいと思う。</p>

生活保護受給者と低所得者の比較事例

- 生活保護受給者は、生活保護費がそのまま手元に残っている。
- 給付金を受給している低所得者は、手元に残る額は生活保護者の半額程度。

事例①(生活保護受給者の事例)

生活保護受給者 (身体障害者)	
収入	
生活保護費	45,490円
	45,490円
支出	
定率負担(個別減免後の額) : 施設利用料	0円
実費負担	0円
	0円
手元に残る額	45,490円
その他の生活費 :	0円
収支差	45,490円

事例②(給付金受給者の事例)

低所得2 (身体障害者)	
収入	
給付金	20,000円
障害年金(1級)	82,508円
	102,508円
支出	
定率負担(個別減免後の額) 施設利用料	24,600円
実費負担 : 食費・光熱費	56,082円
	80,682円
手元に残る額	21,826円
その他の生活費 : 医療費・薬代	9,000円
収支差	12,826円

給付金受給者と未受給者の比較事例①

○ 同額の障害年金を受給しているにもかかわらず、給付金が施設の利用負担の軽減措置を行うに当たっての算定の対象収入となっていることにより、**給付金の受給者(1口2万円)の施設の利用負担は、未受給者に比べ約2万円強の負担増となり、手元に残る額は同水準。**

事例③(給付金を受給している事例)

低所得 2 (知的障害者)	
収入	
給付金	20,000円
障害年金(1級)	82,758円
	102,758円
支出	
定率負担(個別減免後)	18,045円
実費負担	56,712円
	74,757円
手元に残る額	28,001円
その他の生活費: 交際費等	5,000円
収支差	23,001円

事例④(給付金を受給していない事例)

低所得 2 (知的障害者)	
収入	
障害年金(1級)	82,508円
	82,508円
支出	
定率負担(個別減免後)	7,355円
実費負担	46,587円
	53,942円
手元に残る額	28,566円
その他の生活費: 医療費	5,000円
収支差	23,566円

給付金受給者と未受給者の比較事例②

- とともに同額の障害年金及び工賃収入がある場合においても、給付金が施設の利用負担の軽減措置を行うに当たっての算定の対象収入となっていることにより、**給付金の受給者(1口2万円)**の施設の利用負担は、**未受給者に比べ約2万円強の負担増となり、手元に残る額は同水準。**

事例⑤(給付金を受給している事例)

低所得2 (知的障害者)	
収入	
給付金	20,000円
障害年金(1級)	82,591円
工賃	4,500円
	<hr/>
	107,091円
支出	
定率負担(個別減免後)	17,962円
実費負担	58,879円
	<hr/>
	76,841円
手元に残る額	30,250円
その他の生活費: 交際費等	5,000円
収支差	25,250円

事例⑥(給付金を受給していない事例)

低所得2 (知的障害者)	
収入	
障害年金(1級)	82,508円
工賃	4,500円
	<hr/>
	87,008円
支出	
定率負担(個別減免後)	7,962円
実費負担	48,837円
	<hr/>
	56,799円
手元に残る額	30,209円
その他の生活費: 医療費	5,000円
収支差	25,209円

在留外国人に対する国民健康保険被保険者資格の取扱いの改善

【相談申出要旨】

私は、外国籍の妻を含む家族4人全員で海外に出国した。出国に際しては、4人とも国民健康保険を脱退し、保険証も返納した（申出人及び子は日本国籍を所持）。

3年後に帰国し、出国前に住所を有していた市で国民健康保険の再加入手続をしたところ、妻（永住者の在留資格を持ち、再入国許可を受けて一時出国）だけは、出国した期間の保険料を遡って徴収された。

同じように出国していながら、国籍の違いで取扱いが異なるのはおかしいのではないかと、改善してほしい。

※ 上記のほか、外国で出産した国民健康保険加入者（外国籍）が出産育児一時金を支給してもらえなかった等、在留外国人に対する国民健康保険の取扱いに関する行政相談が5件寄せられている。

1 外国人の出入国・在留に係る制度

入
国

地方入国管理局

①在留資格審査(短期滞在は除く)

- ・就労、留学等のための入国
 - ・日本人の配偶者等身分又は地位に基づく入国 など
- 在留資格認定証明書、査証取得

②上陸審査・入国 (出入国管理及び難民認定法)

在
留

市区町村

外国人登録申請・登録証明証の交付

- ・90日以上滞在の外国人
(※不法滞在者も対象)
- ・登録証明書の常時携帯義務 (外国人登録法)

出
国

地方入国管理局

外国人登録証明書を返納、出国の確認
(在留資格及び在留期間の消滅)

再入国許可を受けて出国する場合

- ・外国人登録証明書は返納しない
- ・在留資格及び在留期間については当該再入国許可の有効期間内に再入国すれば従前のまま継続する。

(出入国管理及び難民認定法及び外国人登録法)

外国人登録による効果
(享受できる主な行政サービス)

- ・住所証明の発行
- ・印鑑証明の発行
- ・国民健康保険への加入
- ・国民年金への加入

2 在留外国人の国民健康保険の適用

資格取得

(国民健康保険法第5条、第7条)

- 市町村又は特別区(以下「市区町村」という。)の区域内に住所を有し、適用除外のいずれにも該当しない者

適用除外

(国民健康保険法第6条、法施行規則第1条)

- 会社、事業所、官公庁等の健康保険、共済組合又は国民健康保険組合に加入している者
- 船員保険、日雇特例被保険者の保険に加入している者
- 生活保護を受けている者
- 後期高齢者医療制度に加入している者
- 日本国籍を持たず、在留資格を有しない者(※)又は1年未満の在留期間を決定された者
- 日本国籍を持たず、外国人登録を受けていない者
- その他特別の事由がある者で条例で定めるもの

※ 日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由により上陸の手続を経ることなく在留することとなる外国人及び出入国管理に関する特別法に定める特別永住者を除く。

- ➡ 外国人登録を受けている者であり、かつ原則として1年以上の在留期間を決定された者 (H16.6.8厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)

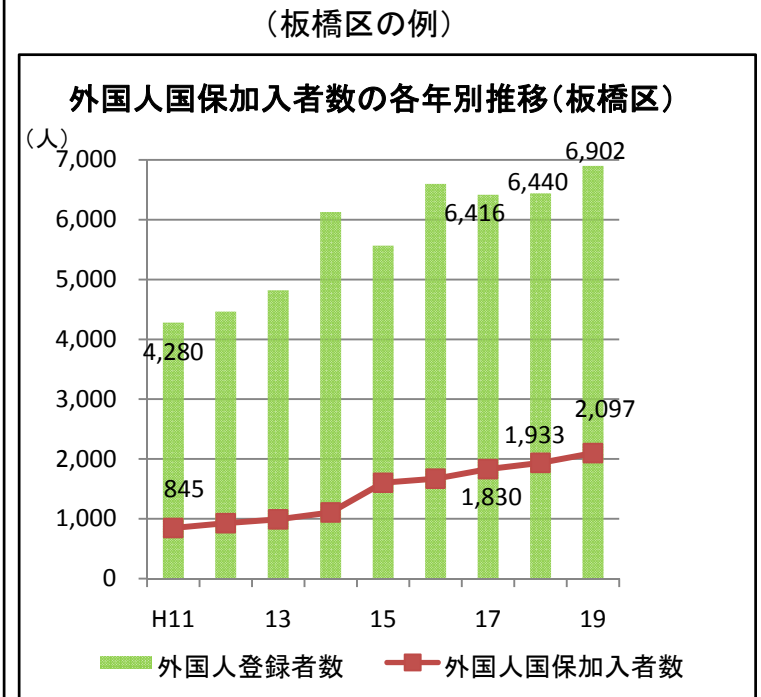
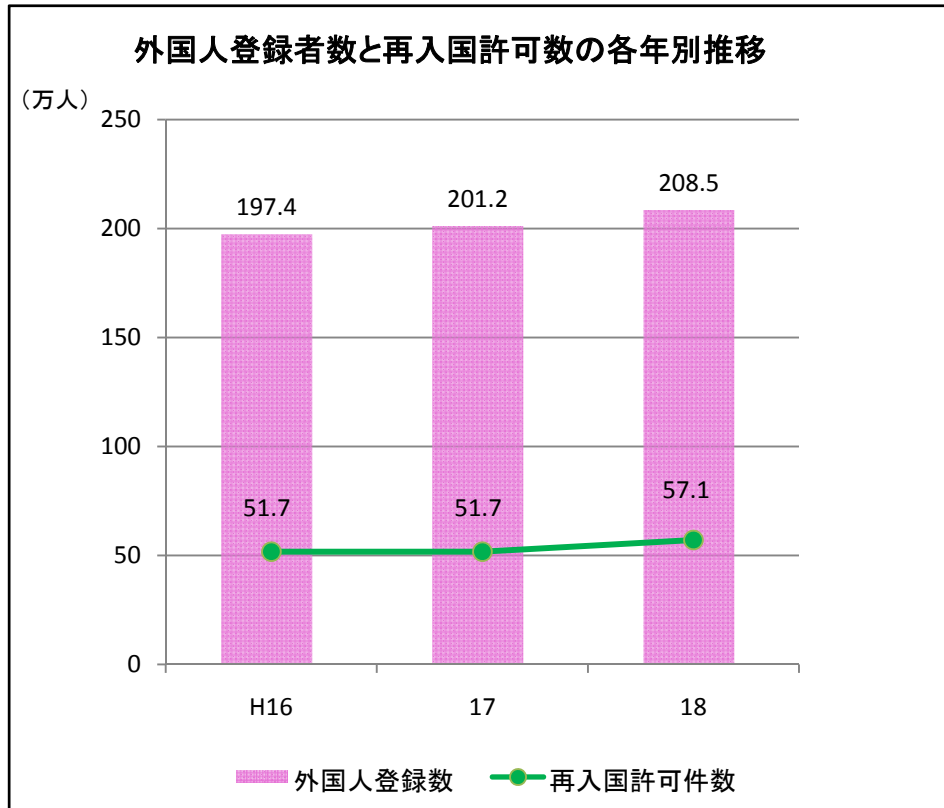
資格喪失

(国民健康保険法第8条)

- 市町村の区域内に住所を有しなくなった者
- 適用除外のいずれかに該当することになった者

3 外国人登録と再入国許可の状況

- 我が国における外国人登録者数は、平成18年末現在で208.5万人で、昭和30年の統計開始以来過去最高。総人口に占める割合は、1.63%となっている。
- 年間の再入国許可取得者数は、過去3年51万7千人から57万1千人で推移。



※ 板橋区の場合、外国人登録者数は、この8年間で1.6倍増。また、外国人登録者数に占める国保加入者の割合も、19.7%から30.4%に上昇。

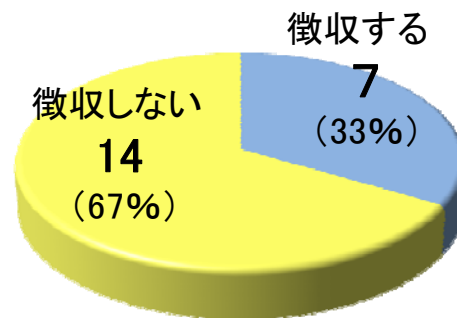
4 再入国許可を受けて出国した期間中における保険料の徴収について

○ 相談申出のあった愛知県及び関東地方1都3県の21市区を調査

保険料を徴収する : 7市区
保険料を徴収しない : 14市区

県名	市区町村名	保険料の徴収状況	
		徴収する	徴収しない
A都	a区		○
	b区		○
	c区	○	
	d区	○	
B県	a市		○
	b市		○
	c市		○
	d市		○
	e市		○
C県	a市	○	
D県	a市	○	
	b市		○
	c市		○
	d市		○
	e市		○
E県	a市		○
	b市		○
	c市		○
	d市	○	
	e市	○	
	f市	○	
21市区合計		7	14

保険料徴収の割合



5 保険料徴収に関する自治体の考え方

(1) 保険料徴収に関する基本通知

⇒ 「外国人に対する国民健康保険の適用について」(H16.6.8 保国発第0608001号都道府県民生主管部(局)あて厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)

第2 被保険者資格の取得時期等

1～4(略)

5 外国人被保険者に係る資格喪失の確認については、平成4年3月31日保険発第40号当職通知「国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」に準じた取扱い(※)を行う必要があるが、必ずしも外国人登録原票の閉鎖と連動させる必要はないこと。

その際は、当該外国人が再入国許可を得て、出国している場合があるので、当該外国人の在留期限等について十分に確認すること。

(※)現地調査により、当該市町村に居住していないことが認定できれば、職権による資格喪失手続を行う。

(2) 前記通知を踏まえた自治体の取扱い

前記通知の下線部分(「その際は、当該外国人が～」)を、①前段の取扱いを徹底させるための記述と解釈するか、②再入国許可を受けている場合は例外として取扱うと解釈するかで、以下のとおり保険料の徴収に関し差異が生じている。

一時出国期間の保険料を
徴収しない→①の解釈

「特に、再入国許可を受けている場合、外国人登録票は閉鎖されないが、出国期間が1年以上であれば、被保険者資格は喪失する。」

出国期間中の各種
給付は行わない

一時出国期間の保険料を
徴収する→②の解釈

「ただし、再入国許可を受けている場合、外国人登録票は閉鎖されないことから、被保険者資格は継続する。」

出国期間中の各種
給付を行う

(3) その他の考え方

◎ 再入国許可を受けている場合は、何らかの目的で一時的に出国するもので、生活の本拠は日本にあり、市内に住所を有すると判断されるため、被保険者資格は継続する。(D県a市)

◎ 問9 海外への出張者は、転出として取り扱って差支えないか。
答 海外出張者の住所は、出張の期間が1年以上にわたる場合を除き、原則として家族の居住地にある。
「住民基本台帳法の質疑応答について(昭和46年3月31日自治振第128号自治省行政局振興課長通知)」



- ・ 海外に出国する者の住民登録については、海外滞在期間が1年以上にわたる場合は、生活の本拠が海外に移るとみなし、転出の扱いをする。
- ・ 生活の本拠に関する考え方を、国籍によって区別する理由が特段ないため、上記通知を、外国人登録についても準用し、1年以上出国する場合は、被保険者資格は喪失させる。(B県a市)

6 厚生労働省の考え方

- 「外国人に対する国民健康保険の適用について」第2の5「その際は、当該外国人が～」の解釈について

「再入国許可を受けた外国人の場合には、短期間で日本に戻り、居住し直す可能性があることから、職権適用にあたり注意して下さい。」という意味である。

なお、国民健康保険においては、当該市町村内に住所を有することが被保険者資格の要件となっているが、住民基本台帳法においては1年以上海外にいる場合は転出の扱いをすることになっているため、1年以上日本を離れる場合は資格喪失を行い、1年未満の場合は資格を継続させることとなる。

7 関係機関の意見(市区町村、その他)

機関等	意見
E県d市 (現在徴収)	1年以上海外へ出国する場合は全て被保険者資格を喪失させる等、国が明確な基準を示してほしい。
A都d区 (現在徴収)	住民基本台帳法に基づく国外転出の届出同様、1年以上出国する場合で、資格喪失の届出があった場合には、これに基づき喪失処理を行って差し支えないとする扱いに変更してほしい。
外国人集住都市 会議(※1)	外国人の国民健康保険の喪失に関する基準の統一化(例えば、再入国手続きを受けて出国する際の基準を統一すること)が必要である。(H17.11.14「規制改革要望書」)
E県	在留外国人が一時出国する期間の被保険者資格の取扱いに関し、国の通知では判断しかねることは否めない。
(社)国民健康保 険中央会(※2)	1年以上出国する場合には、被保険者資格は喪失するものと考えているが、独自に資格を継続させている市区町村があれば、それは保険者の判断であり、出国期間中に給付事由が生ずれば給付を行うのではないか。

(注1) 外国人市民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し(20.4.1現在 群馬県太田市ほか25市が参加)、外国人住民に関わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的としている。

(注2) 国保事業の実施者である保険者(市町村)を会員とし、診療報酬の審査支払業務・保健事業・国保事業の調査研究・広報活動等を行っている。